

改正

平成12年3月17日条例第43号

平成12年12月21日条例第67号

平成14年12月24日条例第45号

平成25年12月24日条例第34号

矢板市水道事業給水条例

矢板市水道事業給水条例（昭和39年矢板市条例第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）

第3章 給水（第13条—第22条）

第4章 料金、加入金及び手数料（第23条—第32条）

第5章 管理（第33条—第38条）

第6章 貯水槽水道（第39条—第40条）

第7章 補則（第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、矢板市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 矢板市水道事業の給水区域は、塩田、長井、平野、下伊佐野及び上伊佐野の各一部を除く本市の区域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の2種とする。

(1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの

(2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みにあたり、市長は、必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代る書類の提出を求めることができる。

(開発等の事前協議)

第6条 給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、市長の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、市長が別に定める。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により市長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造及び材質を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第4条に定める基準に適合させなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第10条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

（1）材料費

（2）運搬費

（3）労力費

（4）道路復旧費

（5）工事監督費

（6）間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に市長が定める。

（工事費の予納）

第11条 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

（給水装置の変更等の工事）

第12条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

（給水の原則）

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条

例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は市長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第16条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第17条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、市長が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

3 市長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置に市のメーターを設置することができる。

4 メーターの位置が管理上不相当となったときは、市長は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは市長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 消防の演習に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(消火栓の使用)

第20条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は水道の利用者から徴収する。

(料金)

第24条 料金は、次の表により算定した基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た

額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

種別	メーターの口 径	基本料金（1月につき）		従量料金 （1 m ³ につき）
		水量	料金	
専用	13mm	10m ³	1,400円	10m ³ を超える分 150円
	20mm	10m ³	2,200円	
	25mm	—	3,600円	150円
	30mm	—	5,300円	
	40mm	—	9,500円	
	50mm	—	14,800円	
	75mm	—	33,100円	
	100mm	—	59,400円	
	125mm	—	93,100円	
	150mm	—	134,000円	

（料金の算定）

第25条 料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、市長が定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合における使用水量は、前月分及び前々月分とし、各月均等に使用したものとみなす。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

（使用水量の認定）

第26条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- （1）メーターに異常があったとき。
- （2）使用水量が不明のとき。
- （3）その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の使用水量の認定は、前4箇月間の使用水量及びその他を考慮して行う。

（特別な場合における料金の算定）

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- （1）使用日数が15日を超えず、かつ、使用水量が基本水量の2分の1を超えないときは基本料金の2分の1の額とする。

(2) 前号以外の場合は、1月とみなして計算する。

2 前項各号の規定によるほか超過水量については、この条例の規定による超過料金を増徴する。

3 月の中途においてその口径に変更があった場合には、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第28条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき清算する。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

(水道加入金)

第30条 市長は、給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から給水管の口径が次の表の左欄に掲げるものにつき、同表の当該右欄に定める額に100分の108を乗じて得た額の水道加入金（以下「加入金」という。）を徴収する。ただし、改造に係る加入金の額は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額との差額とする。

メーターの口径	加入金の額
13mm	45,000円
20mm	120,000円
25mm	200,000円
30mm	310,000円
40mm	600,000円
50mm	1,000,000円
75mm	2,550,000円
100mm	5,330,000円
125mm	9,160,000円
150mm	18,000,000円

2 前項の加入金は、当該工事の申込みの際徴収する。ただし、工事申込み後の設計変更により給

水管の口径を増した場合の不足の加入金は、工事しゅん工届の際徴収する。

- 3 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水期間が短期間である場合その他市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

- (1) 第8条第1項の指定をするとき。

1件につき 15,000円

- (2) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。

1回につき 1,000円

- (3) 第8条第2項の工事の検査をするとき。

1回につき 1,000円

- (4) 第20条第2項の消防の演習の立会いをするとき。

1回につき 1,000円

- (5) 証明書の交付

1件につき 300円

- 2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(料金等の軽減又は免除)

第32条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料及びその他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止す

ることができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第35条 市長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第10条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金、第30条の加入金又は第31条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第36条 市長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第37条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査若しくは第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金、第30条の加入金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(罰則)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為によって、第24条の料金、第30条の加入金又は第31条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第39条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行う。

(設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の矢板市水道事業給水条例の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出、その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成12年条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年条例第67号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年条例第45号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するもの（施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定料金」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る改正後の矢板市水道事業給水条例第24条に規定する料金に乘じる率については、なお従前のおりとする。

3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前のおりの率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、施行日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乘じて計算した金額に係る部分とする。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。